



# 「メディカル・インフォメーション運営事業」(沖縄県浦添市)

1. 医療に関する相談業務(来所、電話:フリーダイヤル)
2. 医療および医療機関等に関する情報提供(医療機関一覧表の配布)
3. 健康増進、疾病予防の啓発(広報誌の発行や講演会の開催等)
4. ITを利用した医療、保健、福祉のネットワーク、情報提供体制の整備、推進
5. 医療、保健、福祉ネットワークによる包括的な地域ケア体制の構築
6. 救急医療情報キット配布事業



# 「在宅医療ネットワークの活動」(沖縄県浦添市医師会)

1. 多職種意見交換会の定期的開催(医師・歯科医師・薬剤師・介護支援専門員等)
2. 「地域見守り情報共有システム」の試験運用(PDF化の文書・写真等をWEB上で共有)
3. 医療・介護福祉資源の把握等(資源マップの作成と公開、アンケートの実施)
4. 「看取り」をテーマに市民公開講座を開催
5. 災害発生時に備えて(医師会版ハザードマップの作成・公開、大規模停電への対応に関する在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションへの緊急アンケート)
6. 在宅医療に従事する人材育成(在宅医療を推進するための多職種連携研修会)

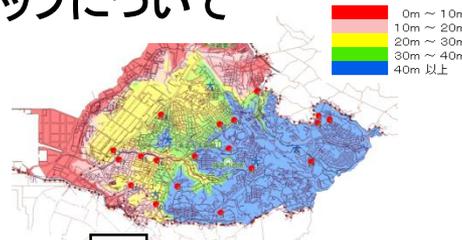
## 意見交換会

(5回開催)

- 1) 1症例検討
- 2) 意見交換会



## マップについて



## 市民開会講座





( 沖縄県 )

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	浦添市
②人口（※1）	113,752人（H25.4.1現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上：14.8%（H25.4.1現在）（ ） 75歳以上：7.0%
1 取組の概要	<p>1）浦添市メディカル・インフォメーション運営事業（浦添市） ①医療に関する相談業務。②医療及び医療機関等に関する情報提供。③健康増進、疾病予防の啓発。④ITを利用した医療・保健・福祉のネットワーク、情報提供体制の整備、推進。⑤医療・保健・福祉ネットワークによる包括的な地域ケア体制の構築。⑥救急医療情報キット配布事業。</p> <p>2）浦添市在宅医療ネットワークの活動（浦添市医師会） ①多職種意見交換会の定期的開催。②「地域見守り情報共有システム」の試験運用。③地域における医療・介護福祉資源の把握と最適化のために。④「看取り」をテーマに市民公開講座を開催。⑤災害発生時に備えて。⑥在宅医療に従事する人材育成。</p>
⑤取組の特徴  （上記「取組の概要」のそれぞれの番号についての説明）	<p>1）浦添市メディカル・インフォメーション運営事業（浦添市） ①相談業務：管理責任者（市職員1名）と浦添市医師会からの派遣職員（有資格者2名）を配置し、相談業務を実施。②医療・歯科診療機関一覧表を作成し、全世帯へ配布し。③主に健康増進、疾病予防についての広報誌（メディアルピ）の発行。医師会との連携にて市民公開講座の開催、共催。④医師会実施の情報共有システムの運用にむけての協力（会議参加、普及啓発）。⑤在宅医療ネットワークへの支援。⑥救急医療情報キットの広報活動と必要な人への配布促進。</p> <p>2）浦添市在宅医療ネットワークの活動（浦添市医師会） ①在宅療養支援診療所医師による症例報告・検討。多職種間の意見交換会。（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、PT、栄養士、行政等） ②セキュリティや閲覧権限管理が確保された環境下で、PDF化された文書、コメント、写真画像等をWEB上で共有する。現場で簡便に記録を入力しPDF化できる。③医療・介護・福祉資源マップの作成と公開。市との共同による「在宅医療・介護に関する市民アンケート」の実施。④市民向けの講演会の開催とパネルディスカッション。⑤浦添市医師会版ハザードマップの作成・公開。台風17号時の大規模停電への対応に関する緊急アンケートの実施（19事業所へ）。⑥在宅医療を推進するための多職種連携研修会の開催（参加85名、傍聴57名）。</p>
⑥開始年度	<p>1）平成14年度</p> <p>2）平成20年度（平成21年1月） （平成24年度においては、「在宅医療連携拠点事業（復興枠）」にて実施）</p>
⑦取組のこれまでの経緯	<p>1）①人口の急増と新住民の増加、②平均年齢が若く子育て世代が多いこと、③急速な高齢化が進んでいること、④医療機関が急増したこと等、①～④の背景に加え、各関係各課への問合せや医療機関の相談も多く寄せられていたが、医療機関等の情報を集約する窓口もなく、最初に問合せを受けた保健・福祉担当課それぞれの職員が対応するという状況であり、その結果、適切な情報提供が出来ない、たらい回しにつながる等の問題も生じた。また、医療機関の重複</p>





	<p>受診の問題を受け、適切な医療受診につなげるためにも、医療関連の情報を集約する窓口設置の必要があった。</p> <p>2) 浦添市内の病院、診療所、施設等から構成。ホームドクター制推進、施設間連携、インフォームドコンセント、情報公開を基本方針として活動。浦添市と連携しながら、病診及び多職種連携に関する事業を実施。</p>
⑧主な利用者とな数	<p>1) 全市民</p> <p>2) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護福祉士、理学療法士、栄養士、行政、コミュニティソーシャルワーカー</p>
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	<p>1) 浦添市、浦添市医師会</p> <p>2) 浦添市医師会</p>
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	<p>2) 講演会等の共催、医師会との連携</p>
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	<p>2) 平成24年度在宅医療連携拠点事業（復興枠）厚生労働省 平成24年4月1日～平成25年3月31日 事業予算 21,000,000円</p>
⑫取組の課題	<p>1) 市民が暮らす身近な地域で適切な医療相談等に対応できるようにする。</p> <p>2) 在宅医療連携拠点事業計画書 サマリー（別紙1）を参照（7～9ページ）</p>
⑬今後の取組予定	<p>1) メディカルインフォメーション運営事業の周知と利用促進。市医師会や歯科医師会等との連携のもと、適切な医療情報提供と推進へむけて、かかりつけ医の普及・定着化に努め、医療・保健・福祉ネットワークによる包括的な地域ケア体制の構築を推進しながら、救急医療情報キット配布の周知・普及に努める。</p> <p>2) 在宅医療連携拠点事業計画書 サマリー（別紙1）を参照（7～9ページ）</p>
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	<p>1) 沖縄県浦添市健康部地域支援課支援センター係 医療インフォメーション運営事業 担当：098-876-1234（内線 7325）</p> <p>2) 沖縄県浦添市医師会：098-874-2344</p>

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



## 浦添市メディカル・インフォメーション運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 メディカル・インフォメーション運営事業（以下「事業」という。）は、保健、福祉、医療の連携による包括的な地域ケア体制の構築を図るとともに、市民の医療に関する各種の相談に応じ、疾病の予防をはじめ、個人が良質の医療を自己選択できるよう、その医療ニーズに対応した必要な情報提供、相談助言、関係機関との連絡調整等の便宜を供与することにより、地域医療の発展に資すること及び市民福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、浦添市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は医療法人（地域医師会を含む。）に委託することができるものとする。

2 本事業の全部又は一部を受託する社会福祉法人等は、事業の適正な運営を確保できる職員の配置を行うものとする。また、職員配置については、事前に十分な研修等を行い、業務遂行能力を確保するものとする。

3 第1項の規定により委託する事業の範囲は、第8条に規定する相談支援業務とする。

### (実施施設)

第3条 この事業は、市庁舎1階ロビーに設置されたメディカル・インフォメーションセンター（以下「MIセンター」という。）において、実施するものとする。

### (職員の配置)

第4条 市長は、この事業を実施するため、あらかじめMIセンターの管理責任者（以下「MIセンター所長」という。）を置くとともに、原則として次の各号のいずれかに定める有資格者で、かつ、十分な経験を有する職員を常勤で2人配置するものとする。

(1) 社会福祉士等のソーシャルワーカー

(2) 看護師又は保健師

### (職員の責務)

第5条 MIセンターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護に万全を期するものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。



2 MIセンターの職員は、本事業が果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、地域ケア体制の構築及びケアマネジメント等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

(利用対象者)

第6条 この事業の利用対象者は、主に健康、疾病の予防等医療に関する各種の相談及び情報等を必要としている市民とする。

(利用料)

第7条 MIセンターの利用料は、原則として無料とする。

(事業内容)

第8条 市長は、次の各号に定める事業を、市内に積極的に出向き又はMIセンターにおいて行うものとする。また、第1号から第5号までの事業内容のうち、第1号及び第2号に定める事業を相談支援業務と位置づけるとともに、第3号から第5号までに定める事業を地域ケアネットワーク業務と位置づける。

- (1) 健康や医療に関する各種の相談に対し、電話相談又は面接相談等により、当該相談に総合的に応じ、個人の自立を支援すること。
- (2) 市民の医療ニーズに対応し、医療及び医療機関等に関する必要な情報提供を積極的に行い、個人の自立を支援すること。
- (3) 健康の増進及び疾病予防の啓発等のための事業を積極的に行うこと。
- (4) 保健、福祉及び医療の連係によるネットワークの推進及び市民への適切な情報提供体制を確保するため、インフォメーション・テクノロジー（以下「IT」という。）の基盤整備を図ること。
- (5) 保健、福祉及び医療のネットワークによる包括的な地域ケア体制の構築を図ること。

(事業実施上の留意事項)

第9条 市長は、事業の実施に当たって、次の各号に定める事項に留意して行うものとする。

- (1) 事業の実施にあたって、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう十分に留意すること。
- (2) MIセンターの存在、その利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (3) 相談を受けた場合等は、相談者の相談内容に応じ、適切な相談支援機関への紹介又はその者に必要な便宜を図るものとする。



- (4) MIセンターの相談支援業務について、原則として、フレックスタイム制の勤務体制を組むなど、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。
- (5) 介護、子育て及び教育等他の相談支援機関等との連携により、包括的な地域ケアの体制の構築に努めるものとする。
- (6) 市の保健師をはじめ、民生委員及びボランティア等との関係並びに保健、福祉、医療の各分野の関係機関、団体との関係体制を整備するものとする。
- (7) MIセンターの相談支援業務に係る24時間体制及び医者による相談支援体制等並びにITを活用した情報提供等についても、状況を踏まえ、段階的に整備、対応していくものとする。

(事業の実施体制)

第10条 市長は、事業の実施にあたって、次に定める実施体制の整備を図るものとする。

- (1) 市長は、事業実施にあたって、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、第8条に定める事業を計画的に実施するものとする。
- (2) 市長は、健康や予防に関する地域別、年齢別等の実態を把握するとともに、包括的地域ケア体制の構築及び地域の予防対策等に必要な資料を作成する。
- (3) この事業の全部又は一部を受託した社会福祉法人等は、相談等を受けた場合等は、メディカル相談記録票(様式第1号)及びメディカル相談台帳(様式第2号)を作成するとともに、速やかに必要な活動を展開するものとする。
- (4) 市長は、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、相談内容等及び処理状況等について、事業の全部又は一部を受託した社会福祉法人等に対し、毎月、MIセンター相談支援業務実施状況報告書(様式第3号)により報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。また、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。
- (5) 市長は、MIセンター運営協議会及びてだこライフネットワーク協議会の開催状況並びに地域ケアネットワーク業務についても、MIセンター所長に対し、その都度報告を求めるものとする。

(てだこライフネットワーク協議会の設置)

第11条 市長は、保健、福祉、介護等に関する分野に係る相談支援の機能を有する公的機関をはじめ、医療分野等を含む機関、団体等で構成するてだこライフネット

ワーク協議会を設置し、相互の緊密な連携を図りつつ、地域の包括的なケア体制の構築を図るものとする。

(運営協議会の設置)

第12条 市長は、MIセンターの円滑な運営を図るため、MIセンターにメディカル・インフォメーションセンター運営協議会を設置する。

(経理の区分)

第13条 この事業の全部又は一部を受託した社会福祉法人等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)

メディカル相談記録票

受付番号	区分	新規・継続・再開	電話・来所・その他	相談員
日時	月 日 曜日	時 分	終了・課題・他継続	
対象者氏名	男・女	生年月日	歳	台
住所・電話	独居 有・無	生保・国保・社保		
対象者メモ				
相談者氏名	男・女	続柄	職業	
住所・電話				メモ
対象者状況				
身体 介護度 要支援 1 2 3 4 5 有(不明) 精神 精神疾患有 総合失調症 躁鬱 痴呆 疾病状況 病名 _____、_____ 医療機関 _____、_____ 治療形態 入院 通院(頻度 ) 在宅 自己中断 投薬状況 有・無 不明 (備考 ) 既往歴				
相談内容①～⑭			支援内容①～⑥	
指導助言項目	情報提供項目	苦情先	他機関との連携	
		苦情内容	医療	
		処理	行政その他	





様式第3号 (第10条関係)

浦添市メディカル・インフォメーションセンター相談支援業務実施状況報告書

平成14年 月分

1、相談者実数

①新規	
②継続	
③再開	
合計	

2、相談延べ件数

①電話	
②来所	
③その他	
合計	

3、相談対象者・状況 (年齢・性別)

年代	0~4	5~9	10~	15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~
男性										
女性										
不明										

	50~	55~	60~	65~	70~	75~	80~	85~	90~	不明
男性										
女性										
不明										

4、地区別状況

	北	中央北	中央西	西	中央	南	東	市内	市外	不明
対象者										
相談者										

5、相談者続柄

本人		親戚	
配偶者		行政関係	
親		介保険関係	
兄弟姉妹		民生委員	
祖父母		医療機関 関係	
子		その他	
嫁・婿		合計	

6、相談内容件数

①医療		⑨介護支援	
②医療機関		⑩児童福祉	
③医療保険		⑪教育・人権	
④保健		⑫子育て支援	
⑤精神保健		⑬女性支援	
⑥経済困窮		⑭その他	
⑦高齢福祉			
⑧障害福祉		合計	





# 在宅医療連携拠点事業計画書（一般枠・復興枠共通応募様式）

## ■申請者

開設者名	社団法人 浦添市医師会
施設名	浦添市在宅医療ネットワーク拠点
所在地	沖縄県浦添市伊祖3-3-1 アルマーレ 101号
事業担当者	事務局長 平良 孝
連絡先	098-874-2344（電話/FAX）
メールアドレス	<a href="mailto:taira@uraishi.or.jp">taira@uraishi.or.jp</a>

## ■申請者の業務概要

・浦添市内の病院、診療所、施設等から構成。ホームドクター制推進、施設間連携、インフォームドコンセント、情報公開を基本方針として活動。浦添市等と連携しながら、病診及び多職種連携に関する事業を多数実施。（例、三省連携事業 健康情報活用基盤実証事業（平成20～22年度）、経済産業省 医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出実証事業（平成23年度））

・「浦添市在宅医療ネットワーク」を平成21年に設立し、在宅療養支援診療所（市内に11ヶ所）や連携病院、専門医、多職種等が参加。在宅主治医の紹介、主治医・副主治医の連携体制の構築、在宅医療に携わる医師による検討会（平成23年度 症例検討会：3回、意見交換会：5回）や、多職種の研修等を実施している。

■希望される公募枠に○印を付けて下さい

一般枠

・  復興枠

## 1. 多職種連携上の課題と解決策

（1）現状の多職種連携に関する地域の課題をご記載ください。

・浦添市在宅医療ネットワークが多職種を対象とした勉強会等を開催し、介護従事者や行政担当者等も含めた多職種が顔を合わせる機会を一定設けている。ただし、各参加者が全般的な知識・技術を学ぶ段階に留まっており、今後は具体的な症例に基づく多職種連携の検証等を行い、特に医療職と介護職の間の連携方法を改善する必要がある。

・後述の通り、平成24年4月より同じ患者を担当する多職種間で書類・コメントの授受を行うことができる「浦添市地域見守り情報共有システム（以下、情報共有システム）」の本格導入を行う予定。システムを運用しながら、情報共有項目（主な治療・処方の概要、状態変化、バイタル、当該患者のケアで留意すべき生活上のポイント等）のブラッシュアップを進める必要がある。

・現在の訪問看護サービスには、薬剤師や訪問介護員が対応可能な内容（例えば服薬確認等）を含んでいる場合がある。また訪問薬剤管理指導の役割について、他職種に十分に認知されているとは言えない状況にある。今後、より多くの患者に在宅医療・介護を提供するために、情報共有を促進し、具体的な事例に基づく検討会を通して多職種間の役割分担を検証することが必要である。

・以上のような取り組みを通して、退院時共同指導やサービス担当者会議等の開催を効





率化することで、これらのカンファレンスが開催されやすくなり、結果として在宅ケアの質を向上させることが必要である。

(2) 上記の課題に対し、地域の実情に応じて、どのように解決を図っていく予定かをご記載ください。

- ・「症例検討会」（全6回程度開催）において情報共有システム上に蓄積される情報の分析結果を活用し、在宅における各職種のサービス提供の流れ、多職種間で共有すべき情報や適切なタイミング、患者の状態像の経過パターン、サービス提供の効果や課題などの分析・整理を行い、多職種での研修教材として活用する。症例検討会は、同じ患者を担当する事業所のみが参加する形式と、担当外の事業所も参加する研修会形式の2パターンを予定している。
- ・さらに、多職種にて構成される「検討会」（全4回程度開催）を設置し、上述した各職種の役割分担などを含めた、在宅医療における連携上の課題の抽出や対応策の協議を行う。また検討結果は、症例検討会や個別のサービス担当者会議や研修会にフィードバックし、対応策の実践や検証を行う。
- ・さらに、ITを活用した文書の共有を前提としたサービス担当者会議等のカンファレンスの開催を試行し、効果的かつ効果的なカンファレンスの開催方法を確立する。

## 2. 24時間対応の在宅医療提供体制の構築

(1) 24時間対応の在宅医療提供体制を構築するためのこれまでの取組みについてご記載ください。

- ・「浦添市在宅医療ネットワーク」には浦添市内の在宅療養支援診療所13診療所の内11診療所が参加し、主治医と副主治医が連携して24時間対応を行っている。また10歯科診療所が協力医として参加している。
- ・ネットワーク内で主治医に対して副主治医を指定し、主治医を支援する制度を設けることで、24時間対応の体制を構築しつつ、医師一人ひとりの負担を軽減している。主治医が学会等で不在の際は、あらかじめ副主治医に「診療情報提供書」を用いて情報を提供し、副主治医が対応できる仕組みとなっている。
- ・在宅医療提供体制の構築における課題を明らかにするため、浦添市医師会副会長の山里医師は、平成23年に沖縄県内72ヶ所の在宅療養支援診療所を対象に、在宅医療の実態アンケート調査を実施。在宅医療の問題点として、医師や診療所の不足、入院時のベッド確保等が挙げられたことを受け、地域内外においてネットワークづくりの普及・啓発に取り組んでいる。

(2) これまでの現状や課題を踏まえ、当事業を通じて24時間対応体制の構築にどのように取り組んでいく予定かをご記載ください。

※ 病院・診療所については、自らも在宅医療を提供し、かつ他の医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない医師不在時や夜間の診療を支援することが望ましい。





- ・当事業を通じて、ITを活用したネットワークを立ち上げ、診診連携(主治医・副主治医制の強化)、医科・歯科連携、病診連携、また、多職種・事業所(訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問調剤薬局、訪問介護ステーション、居住系施設、老人ホーム、通所介護、グループホーム、小規模多機能施設)との連携で24時間対応する体制を確立する。
- ・副主治医も情報共有システムに参加することで、副主治医が急に対応しなければならない場合でも、現在の状態像やこれまでの経過を迅速に確認できることが期待される。また、居住系介護施設も日常的な情報共有に参加することで、24時間対応を円滑に行う体制を構築する。

### 3. チーム医療を提供するための情報共有体制の整備

- (1) 在宅チーム医療を提供するための情報共有システムの整備について、これまでの取組みについてご記載ください。

- ・平成23年度に在宅医療に従事する医師、薬剤師、訪問看護師、介護支援専門員間で、書類(計画書・報告書)や他職種への伝達事項コメントを共有する「情報共有システム」を構築し、試行している。
- ・その結果、治療・処方内容や状態観察情報を全職種が記録・共有しやすくなり、訪問回数を増やすなどケアの質の向上につながる可能性がと多職種間の連携において具体的に改善すべき課題が明らかになっている。

- (2) これまでの現状や課題を踏まえ、当事業を通じてチーム医療を推進するための情報共有体制の整備にどのように取り組んでいく予定かをご記載ください。

- ・「情報共有システム」に参加する事業所を拡充し、その活用方法の教育・研修を実施する。具体的には浦添市在宅医療ネットワークに参加する診療所を中心に、浦添市内及び那覇市北部地域の病院の地域連携室、訪問看護ステーション、薬局、居宅介護支援事業所に加え、介護事業所や施設・グループホーム等も対象とする。
- ・医科歯科連携等を進めやすくするため、「情報共有システム」に「医師のみ閲覧可」のアクセス権限を追加する(現システムは全職種が等しく全コメントを閲覧可)。医師のみ閲覧できる仕組みを構築することにより、医師が抵抗感なくかつ効果的に情報共有システムを活用できる。
- ・システムの普及にあたり、最も阻害要因となっている紙資料の登録作業の負担を軽減するため、紙資料を電子化するための支援アプリケーションを追加する。

### 4. 効率的な医療提供のための多職種連携

- (1) 効率的な医療提供のための多職種連携についてのこれまでの取組みについて、ご記載ください。

- ・浦添市医師会の事務局に介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士の資格を有する職員を配置して、多職種対象の勉強会などを企画し、地域包括支援センターの専門職や介護支援専門員に対して在宅医療に関する知識・技術を得る機会を提供してきた。
- ・市内のかかりつけ医、医療機関(専門科毎)、介護老人保健施設、認知症相談医の各種リストを整備し、HP上で公開している。
- ・さらに、平成23年度には「情報共有システム」を試行的に導入し、ITを活用して在宅医療・介護に関わる各種文書の効率的共有の仕組みを構築した。





・中でも、訪問看護は日報作成の負担が大きいことが情報共有のボトルネックとなっていることを踏まえ、そこで情報共有システムと合わせて、携帯情報端末での日報作成を支援する「訪問看護日報作成アプリ」を開発し、試行した。本アプリについては、複数のステーション間で情報項目や入力方法を共通化したことで、記録内容のばらつきが軽減され、医師等の多職種にとっての情報の有用性が高まった。

(2) これまでの現状や課題を踏まえ、効率的な医療提供を行うための多職種連携にどのように取組んでいく予定かをご記載ください。

・連携拠点に介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーを配置して、地域包括支援センター等との連携の仕組みづくりを行う。また、情報共有システムの本格運用を前倒しで推進し、システムに参加する事業所を拡充する。本事業を通じて、浦添市の在宅医療・介護のインフラとしての普及を図る。  
 ・さらに、情報共有システムに蓄積するデータを分析し、地域内の在宅療養者の状態像や医療・介護・福祉資源の量・質に関する実態把握と課題・対応策の検討も行う。

## 5. 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

(1) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発についてのこれまでの取組みについて、ご記載ください。

在宅医療を推進し、地域住民が安心して地域に暮らし続けるために、医療機関の機能分化（特にかかりつけ医の機能強化）の必要性、及び医療・介護機関等のネットワークの必要性について啓発活動を行っている。主な活動事例は以下の通りである。

- ・第11回うらそえ市民公開講座  
 「浦添在宅ネットワーク～みんなで支える在宅医療・在宅看護～」  
 平成21年1月24日（土） 14:30 浦添市てだこホール
- ・浦添市の広報誌での当ネットワークの紹介
- ・沖縄県医師会主催の県民懇談会での看取りに関する講演  
 「尊厳死について考える県民との懇談会」（H21.10.4）沖縄県医師会館  
 「看取りについて考える県民との懇談会」（H24.1.22）沖縄県医師会館

(2) これまでの現状や課題を踏まえ、在宅医療に関する地域住民への普及啓発にどのように取組んでいく予定かをご記載ください。

・多職種間での情報共有を進めるには、個人情報保護の観点から患者・家族の同意が必須である。そのため、質の高い在宅医療を提供するには、多職種の情報共有に基づく連携が欠かせないことを地域住民に理解してもらう必要がある。また、在宅医療・介護に参加する各職種の役割を適正に理解してもらうことも必要である。

・そのため、多職種それぞれの役割と連携の必要性について、具体的な事例に基づいて以下のような普及啓発を行う。

1. 市民公開講座の開催  
 （浦添在宅医療ネットワークが中心となって、看取りをテーマに市民公開講座を開催する計画）
2. 浦添市の広報誌を活用した広報
3. 浦添市医師会と浦添市の共同事業であるメディカルインフォメーション事業を活用した広報





## 6. 在宅医療に関する教育・研修

(1) 地域の在宅医療従事者に対する教育・研修についてのこれまでの取組みについて、ご記載ください。

在宅医療を支える医療・介護分野の従事者に対する勉強会等を月1回のペースで開催し、医療・介護連携に向けた基盤づくりに取り組んでいる。直近の活動事例は以下の通りである。

- ・ 沖縄県医師会会員対象の日医主催の在宅医療講習会の伝達講習会  
H23. 1. 13 沖縄県医師会館
- ・ 那覇市立病院の職員を対象とした研修会  
H23. 10. 20、那覇市立病院
- ・ 南部地区医師会、那覇市医師会主催の研修会  
H24. 2. 29、南部地区医師会、H24. 3. 22、那覇市医師会
- ・ 中部地区の病院の職員を対象とした講演  
H24. 1. 19、屋宜原病院
- ・ 沖縄県医師会医学会における当ネットワークに関する発表  
沖縄医学会雑誌第49巻（第4号）H23. 5. 31発行
- ・ 浦添市主催の在宅介護研修会で講演  
H22. 11. 25 浦添市役所

(2) 地域の在宅医療従事者に対する教育・研修のニーズについて、把握されていることをご記載ください

- ・ 情報共有システムを活用し、具体的なケースを題材とし、それらの分析に基づいた教育・研修のニーズがある。
- ・ 具体的には、①看取りについての多施設、多事業所の連携・システム化に関する教育・研修、②緩和ケアの水準の向上に資する教育・研修、③口腔機能の維持、改善のためのリハビリテーションの教育・研修、の3つのニーズが大きい。

7. 地域の医療関係職能団体や地方公共団体、医療機関、訪問看護ステーション、薬局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との具体的な連携の方法について、明記してください。

### 【現状】

- ・ 個別ケースにおける連携はもとより、浦添市在宅医療ネットワークで定期的な意見交換会、症例検討会を多職種間で行っている。
- ・ 参加者は、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、ケアマネージャー、薬剤師、介護福祉士、行政、など、浦添市の医療介護関係者で、70～100名ほどが参加しており、平成23年度は症例検討会を3回、意見交換会を5回開催した。





#### 【当事業で実現したい連携のあり方】

- ・医療機関については、「情報共有システム」を活用した効率よいタイムリーな、専門医・歯科医師との連携を推進するとともに、カンファレンスの開催を効率化し、コンサルテーションの実施や在宅療養支援診療所の担い手養成などを共同で取り組む関係を構築する。
- ・他職種の事業所については、ケース検討やサービス提供者会議の開催、標準様式の作成などを共同で取り組む関係を構築する。
- ・医療関係職能団体や浦添市については、特定の事業での連携に加えて、地域資源の現状把握・開拓、地域内の在宅の担い手養成のように、より地域全体に展開しうる連携・協働や情報共有を進める。

#### 8. 雇用する介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーの配置（人数、勤務時間等）や役割について記載して下さい。

- ・介護支援専門員資格を持つ看護師1名（週40時間勤務）、医療ソーシャルワーカー1名（週40時間勤務）を配置する。
- ・介護支援専門員資格を持つ看護師は、医療系サービスと介護系サービスの連携のコーディネーターの役割を果たす。また、医療ソーシャルワーカーは、介護系サービスと福祉系サービスの連携のコーディネーターの役割を果たす。看護師とソーシャルワーカーが地域包括支援センターと連携し、行政との連携を密にしていく。

#### 9. 「在宅医療連携拠点事業実施に係る手順書」の4で示している必須事業以外に、地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の構築が計画されていれば、その計画について、ご記載ください。

- ・緊急一時入院ベッドの確保  
浦添市在宅医療ネットワークの連携病院（6ヶ所）は、急変時に受け入れ先として機能することで、在宅療養を継続できる環境づくりに寄与している。





## サマリー【2枚以内】

(別紙1)

■該当するものにチェックを入れてください。

○ 地域

- ・人口（市区町村単位） 50万人以上 49～25万人 24～10万人 9～5万人  
5～1万人 1万人以下

- ・医療資源（病院・診療所・訪問看護等） 十分にある やや足りない かなり足りない

○ 実施主体

- 病院（うち在宅療養支援病院） 診療所（うち在宅療養支援診療所） 市区町村

- 医師会等職能団体 訪問看護ST 薬局 その他（ ）

○ 本事業では、特にどのような患者さんを対象としますか？（3つまで選択可能）

- 全年齢全疾患 高齢者一般 認知症 がん 小児

- 難病 障害者 看取り その他（ ）

■本事業で予定している取組みの概要について、各項目ごとにご記載ください。

### 【多職種連携上の課題と解決策】

・「浦添市在宅医療ネットワーク」を立ち上げ、多職種を対象とした勉強会等を開催しているが、今後、具体的な症例に基づく医療職と介護職の間の連携方法の改善が必要。また、同じ患者を担当する多職種間で書類・コメントの授受を行うことができる「浦添市地域見守り情報共有システム（以下、情報共有システム）」を試行導入しており、この活用範囲を拡充する必要がある。また、退院時共同指導やサービス担当者会議等を開催しやすくする必要もある。

・こうした課題を解決するため、情報共有システムに蓄積される情報を踏まえた「症例検討会」（全6回程度開催）の開催を拡充する。また、多職種で構成する「検討会」（全4回程度開催）を設置し、上述した各職種の役割分担などを含めた、在宅医療における連携上の課題の抽出や対応策を協議する。さらに、ITを活用した文書の共有を前提としたサービス担当者会議等のカンファレンスの開催を試行し、効果的かつ効率的なカンファレンスの開催方法を確立する。

### 【24時間対応の在宅医療提供体制の構築】

・現在、「浦添市在宅医療ネットワーク」には浦添市内の在宅療養支援診療所13診療所の内11診療所が参加し、主治医と副主治医が連携して24時間対応を行っている。浦添市医師会副会長の山里医師が平成23年に沖縄県内72ヶ所の在宅療養支援診療所を対象実施した在宅医療の実態アンケート調査では、医師や診療所の不足、入院時のベッド確保等の課題が明らかになっており、ネットワークの拡充を進めている。

・このような課題に対し、情報共有システムの参加事業所を拡大し、診診連携（主治医・副主治医制の強化）、医科・歯科連携、病診連携、また、多職種・事業所（訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問調剤薬局、訪問介護ステーション、居住系施設、老人ホーム、通所介護、グループホーム、小規模多機能施設）との連携で24時間対応する体制を確立する。

### 【チーム医療を提供するための情報共有体制の整備】

・平成23年度の経済産業省の事業を活用して、在宅医療に従事する多職種間で、法定文書（計画書・報告書）や他職種への伝達事項コメントを共有する「浦添市地域見守り情報共有システム」を試行導入。

・今後は、円滑な情報共有を図るため、浦添市在宅医療ネットワークに参加する診療所を中心に、浦添市内及び那覇市北部地域の病院の地域連携室、訪問看護ステーション、薬局、居宅介護支援事業所に加え、介護事業所や施設・グループホーム等のシステムへの参加を促進する。





・さらに、医科歯科連携等を進めやすくするため、「医師のみ閲覧可」のアクセス権限を追加する予定。

#### 【効率的な医療提供のための多職種連携】

・既に浦添市在宅医療ネットワークを中心に多職種連携に取り組んできているが、今後さらに効率的な在宅医療・介護を実現するには、医療職と介護職との連携の強化が課題である。また、在宅医療を円滑に提供する上で訪問看護の記録が重要な情報となるが、その作成負担が大きい。

・こうした課題に対し、平成 23 年度に携帯情報端末での日報作成を支援する「訪問看護日報作成アプリ」を試行導入済みであり、今後はこの活用を促進する。

・さらに、連携拠点に介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーを配置し、地域包括支援センター等との連携の仕組みづくりを行う。具体的には、情報共有システムの本格運用を前倒しで推進し、システムに参加する事業所を拡充する。本事業を通じて、浦添市の在宅医療・介護のインフラとしての普及を図る。また、情報共有システムに蓄積するデータを分析し、地域内の在宅療養者の状態像や医療・介護・福祉資源の量・質に関する実態把握と課題・対応策も検討する。

#### 【在宅医療に関する地域住民への普及啓発】

・これまで講演や広報誌等で普及啓発を実施してきた。多職種間での情報共有を進めるには、個人情報保護の観点から患者・家族の同意が必須であり、そのため、質の高い在宅医療を提供するには、多職種の情報共有に基づく連携が欠かせないことを地域住民に理解してもらう必要がある。

・したがって、多職種それぞれの役割と連携の必要性について、具体的な事例に基づいて以下のような普及啓発を行う。

1. 看取りをテーマとした市民公開講座の開催
2. 浦添市の広報誌を活用した広報
3. 浦添市医師会と浦添市の共同事業であるメディカルインフォメーション事業を活用した広報

#### 【在宅医療に関する教育・研修】

・これまで、在宅医療を支える医療・介護分野の従事者に対する勉強会等を月 1 回のペースで開催し、医療・介護連携に向けた基盤づくりに取り組んできた。

・今後、この取り組みに加え、①看取りについての多施設、多事業所の連携・システム化に関する教育・研修、②緩和ケアの水準の向上に資する教育・研修、③口腔機能の維持、改善のためのリハビリテーションの教育・研修、の 3 つのニーズを踏まえた教育・研修に取り組む。

#### 【ステイクホルダーとの連携】

・浦添市在宅医療ネットワークを中心に連携を進めてきた。症例検討会には浦添市の医療介護関係者 70～100 名ほどが参加しており、平成 23 年度は症例検討会を 3 回、意見交換会を 5 回開催。

・当事業を通じて、「情報共有システム」を活用した効率よいタイムリーな連携を強化するとともに、職能団体（歯科医師会及び薬剤師会）や浦添市とは、教育・研修を共同で実施したり、地域の医療・介護・福祉資源の検証を行う等の関係強化を図る。

#### 【雇用する介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーの役割】

・介護支援専門員資格を持つ看護師 1 名（週 40 時間勤務）、医療ソーシャルワーカー 1 名（週 40 時間勤務）を配置する。





・介護支援専門員資格を持つ看護師は、医療系サービスと介護系サービスの連携のコーディネーターの役割を果たす。また、医療ソーシャルワーカーは、介護系サービスと福祉系サービスの連携のコーディネーターの役割を果たす。看護師とソーシャルワーカーが地域包括支援センターと連携し、行政との連携を密にしていく。

**【その他の計画】**

・上記計画のほか、緊急一時入院ベッドの確保を行う。浦添市在宅医療ネットワークの連携病院（6ヶ所）は、急変時に受け入れ先として機能することで、在宅療養を継続できる環境づくりに寄与しており、この体制の維持・強化を図る。

